

第3章 農地・農業用施設災害復旧事業の概要

第1節 農地・農業用施設災害復旧事業に関する制度

農地・農業用施設等が災害により被害を受けた場合は、農林水産業の維持を図り、あわせてその経営の安定を図るために、一定の要件に該当する復旧事業については、国が経費の一部を補助又は負担する災害復旧事業制度が設けられている。

ここでは、農地・農業用施設の災害復旧事業について概説するが、農地・農業用施設の災害復旧事業の補助の対象区分として、直接補助と間接補助に区分されている。直接補助は都道府県が事業主体となって行われる災害復旧事業であり、間接補助は都道府県以外の団体等（市町村、土地改良区等）が事業主体となって行われる災害復旧事業である。

1. 農地・農業用施設災害復旧事業に関する法律等

一般に農地・農業用施設災害復旧事業に対する補助又は負担は、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」（通称「暫定法」と呼ばれる。）、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」（通称「負担法」と呼ばれる。）、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（通称「激甚法」と呼ばれる。）、「土地改良法」、「地すべり等防止法」や「海岸法」を根拠として行なわれている。

また、臨時特例的な災害復旧事業及び災害関連事業は各事業の要綱（農林水産事務次官通知）が定める手続きにより行なわれている。

ここでは、災害復旧事業に特に関係の深い「暫定法」、「負担法」、「激甚法」について概説する。

1) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）

（1）目的

この法律は、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設の災害復旧事業に要する費用につき、国が補助を行い、もって農林水産業の維持を図り、あわせてその経営の安定に寄与することを目的としている。

（2）制度の概要

この法律では、暴風、洪水、高潮、地震その他の異常なる天然現象により被災した農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設を原形復旧又は原形に復旧することが著しく困難若しくは不適當な場合においてこれに代わるべき必要な施設をするものであって、1箇所の工事費用が40万円以上で、都道府県、市町村、土地改良区等が行なうものを対象に、その事業費の一部を補助することができることになっている。

このうち、農地及び農業用施設に係るものについては、農村振興局が所掌している。

2) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）

（1）目的

この法律は、公共土木施設の災害復旧事業費について、地方公共団体の財政力に適応するように国の負担を定めて、災害の速やかな復旧を図り、もって公共の福祉を確保することを目的としている。

（2）制度の概要

この法律では、暴風、洪水、高潮、地震その他の異常な天然現象により被災した、法令により国又は地方公共団体若しくはその関係機関が維持管理する河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、下水道の公共土木施設を、原形に復旧又は原形に復旧することが著しく困難若しくは不適當な場合においてこれに代わるべき必要な施設をするものであって、一箇所の工事の費用が都道府県又は政令指定都市にあっては120万円、市（指定都市を除く。）町村にあっては60万円以上で、国又は当該地方公共団体若しくはその機関が施行するものについて、その事業費の一部を負担することになっている。

このうち、農村振興局が所管する海岸、地すべり防止施設については、農村振興局が所掌する。

3) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）

（1）趣旨

この法律は、災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害が発生した場合における国の地方公共団体に対する特別の財政援助又は被災者に対する特別の措置について規定している。

（2）制度の概要

この法律では、国民経済に著しい影響を及ぼす災害であって、その災害による地方負担額を緩和し又は被災者に対する特別の助成を行なうことが必要と認められる災害が発生した場合には、内閣総理大臣は中央防災会議に諮った上（激甚災害指定基準により判定）その災害を「激甚災害」として指定するとともに、当該激甚災害に対して適用すべき特別処置を指定することになっている。この特別措置のうち、農地、農業用施設に関する特別処置の内容は次のようになっている。

ア．農林水産業に関する特別の助成

農地、農業用施設若しくは林道の災害復旧事業又は農業用施設若しくは林道の災害関連事業について、事業費から通常の場合の国庫補助額を控除した額、すなわち、地元負担額を超過累進的に軽減するために、都道府県又は都道府県以外の者への直接又は間接に補助することができることになっている。

また、激甚災害に伴う破堤又は溢流により浸水した一定の要件に該当する区域において、土地改良区又は土地改良区連合が湛水の排除事業を施行

するものについて、その事業費の一部を補助することができることになっている。

イ. 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

農地、農業用施設の災害復旧事業にあつて、その事業費が小額のために国庫負担又は補助の対象とならないもので、地方公共団体が実施する一定要件に該当するものについて、その事業費の財源に充てるために発行が許可された地方債の元利償還に要する経費に対し、地方交付税の算定の基礎となる基準財政需要額に参入されることになっている。

(3) 激甚災害指定基準

「激甚法」に基づく農地、農業用施設に関する激甚災害の指定及び当該激甚災害に対し適用すべき措置の指定は、次の「農地等の災害復旧事業等に係る激甚災害指定基準」により行なわれている。

ア. 農地等の災害復旧事業等に係る激甚災害指定基準

(ア) 激甚災害指定基準（通称「本激A」、「本激B」という。）

農地等の災害復旧事業に係る補助の特別措置を適用すべき激甚災害は、次のいずれかに該当する災害とされている。通常、災害発生から約2カ月で指定が行なわれる。

A基準：当該災害に係る農地、農業用施設、林道の災害復旧事業の事業費の査定見込額が、当該年度の全国農業所得推定額のおおむね0.5%を超える災害

・ 全国査定見込額>全国農業所得推定額×0.5%

<指定した事例>

①平成20、21年：該当なし

②平成22年：平成22年6月11日から7月19日までの間の豪雨による災害

③平成23年：該当なし

B基準：当該災害に係る農地、農業用施設、林道の災害復旧事業の事業費の査定見込額が、当該年度の全国農業所得推定額のおおむね0.15%を超える災害であり、かつ、一の都道府県の区域における災害に係る農地等の災害復旧事業の事業費の査定見込額が当該都道府県の当該年度の農業所得額の4%を超える都道府県又はその査定見込額がおおむね10億円を超える都道府県が一以上あるもの

- ・ 全国査定見込額>全国農業所得推定額×0.15%
かつ、
- ・ 県内査定見込額>県の農業所得推定額×4%の県が1以上
または、
- ・ 県内査定見込額>10億円の県が1以上

<指定した事例>

- ①平成21年6月9日から8月2日までの間の豪雨による災害
- ②平成21年8月8日から同月11日までの間の豪雨及び暴風雨による災害
- ③平成22年は該当なし
- ④平成23年7月24日から8月1日までの間の豪雨による災害
- ⑤平成23年8月29日から9月7日までの間の暴風雨及び豪雨による災害
- ⑥平成23年9月15日から同月23日までの間の暴風雨及び豪雨による災害

(イ) 局地激甚災害指定基準（平成20年7月3日改正）

次のいずれかに該当する災害とされている。指定する時期は、次の a、b により異なっている。

- a 当該市町村の区域内における当該災害に係る農地、農業用施設、林道の災害復旧事業の査定事業費が当該市町村に係る当該年度の農業所得推定額の10%を超える市町村（当該査定事業費1千万円未満のものを除く。）が、一以上ある災害。ただし、上記に該当する市町村ごとの当該査定事業費の合計額が5千万円未満である場合を除く。
例年、2月末頃に前年発生災害に係る指定が行なわれる。

査定事業費>当該市町村の農業所得推定額×10%が1以上
(査定事業費が1千万円未満を除く。)

(ただし、査定事業費の合計額が5千万円以上の場合)

- b aの農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみてaに掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害。
指定は、災害発生の都度、発生後約1ヶ月以内を目途に早期指定が行なわれる。

・ <指定した事例>

- ①平成20年岩手・宮城内陸地震による岩手県奥州市等の区域に係る災害
- ②平成20年7月27日から同月29日までの間の豪雨による富山県南砺市及び石川県金沢市の区域に係る災害

- ③平成21年10月6日から同月8日までの間の暴風雨による三重県津市等の区域に係る災害
- ④平成22年9月4日から同月9日までの間の暴風雨及び豪雨による神奈川県足柄上郡山北町及び静岡県駿東郡小山町の区域に係る災害
- ⑤平成22年10月18日から同月25日までの間の豪雨による鹿児島県奄美市等の区域に係る災害
- ⑥平成23年7月17日から同月20日までの間の暴風雨による高知県安芸市等の区域に係る災害

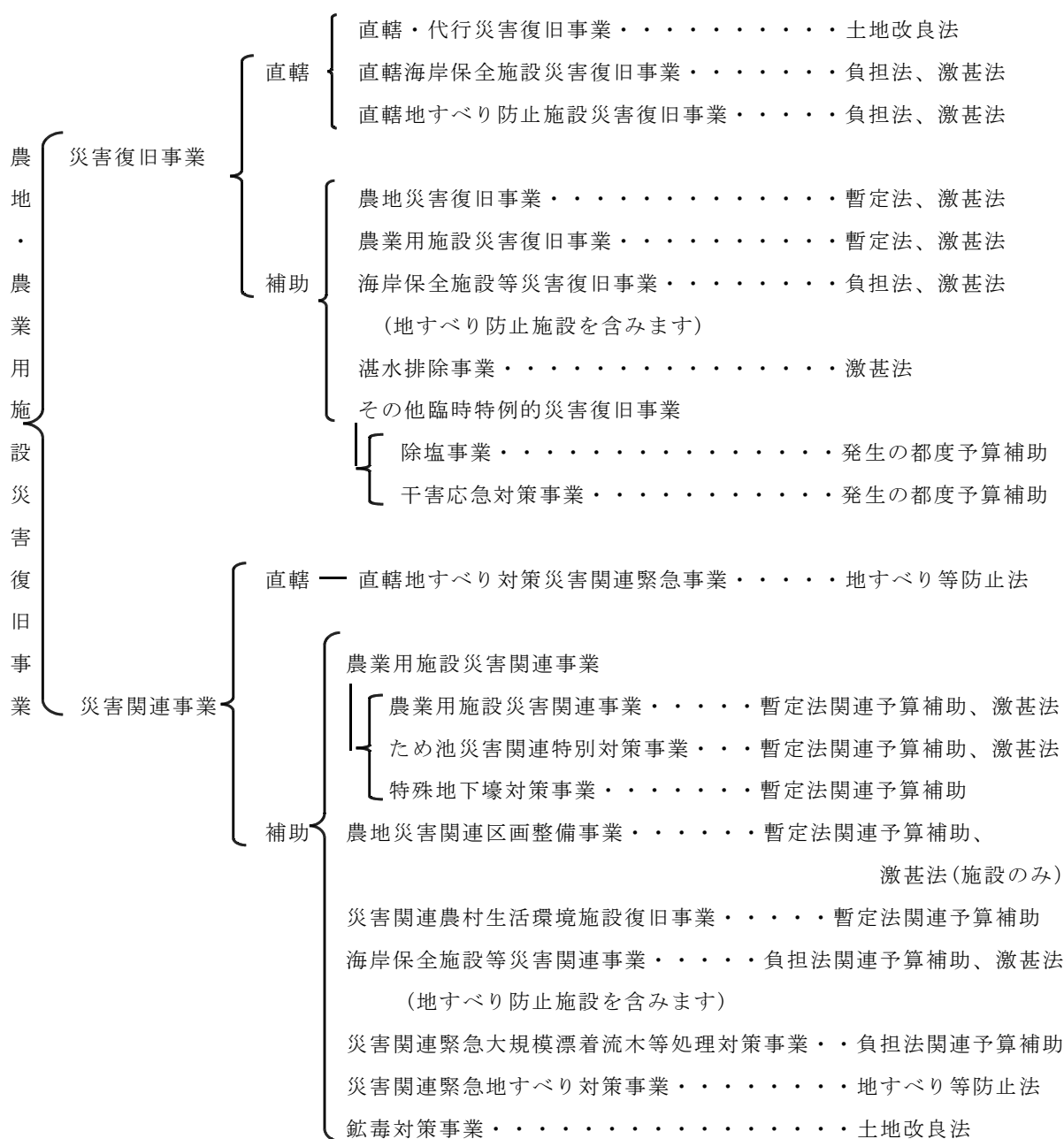
[参考資料]

・農地・農業用施設災害復旧事業の種類と根拠法令

農地・農業用施設の災害復旧事業に国が補助又は負担を行う制度は下図のようになっている。

農地・農業用施設災害復旧事業は、災害復旧事業と災害関連事業に大別される。さらに、事業主体により直轄事業と補助事業に分かれた制度になっており、これらの事業はそれぞれに法律や要綱により補助又は負担が行なわれている。

農地農業用施設災害復旧事業の種類



2. 農地・農業用施設の災害復旧事業の補助率

1) 普通災害の場合

農地及び農業用施設の補助災害復旧事業の補助率は、その年の1月1日から12月31日までに発生した災害（単年災）により被害を受けた農地、農業用施設の災害復旧事業について、市町村毎に、その区域内にある農地又はその区域にある農地が受益する農業用施設に係る災害復旧事業の総額（査定事業費の総額）をその区域内にある農地につき耕作の事業を行なう者（関係農家数）で除した1戸当たりの災害復旧事業費の総額に応じて補助率が決定される。

市町村の災害復旧事業費総額 ÷ 関係農家数 = 関係耕作者1戸当たり金額

関係耕作者1戸当たり 災害復旧事業費	補 助 率	
	農 地	農業用施設
8万円までの部分 (普通率)	5 / 10 (8 / 10)	6.5 / 10 (8 / 10)
8万円を超え15万円まで部分 (1次高率)	8 / 10	9 / 10
15万円を超える部分 (2次高率)	9 / 10	10 / 10

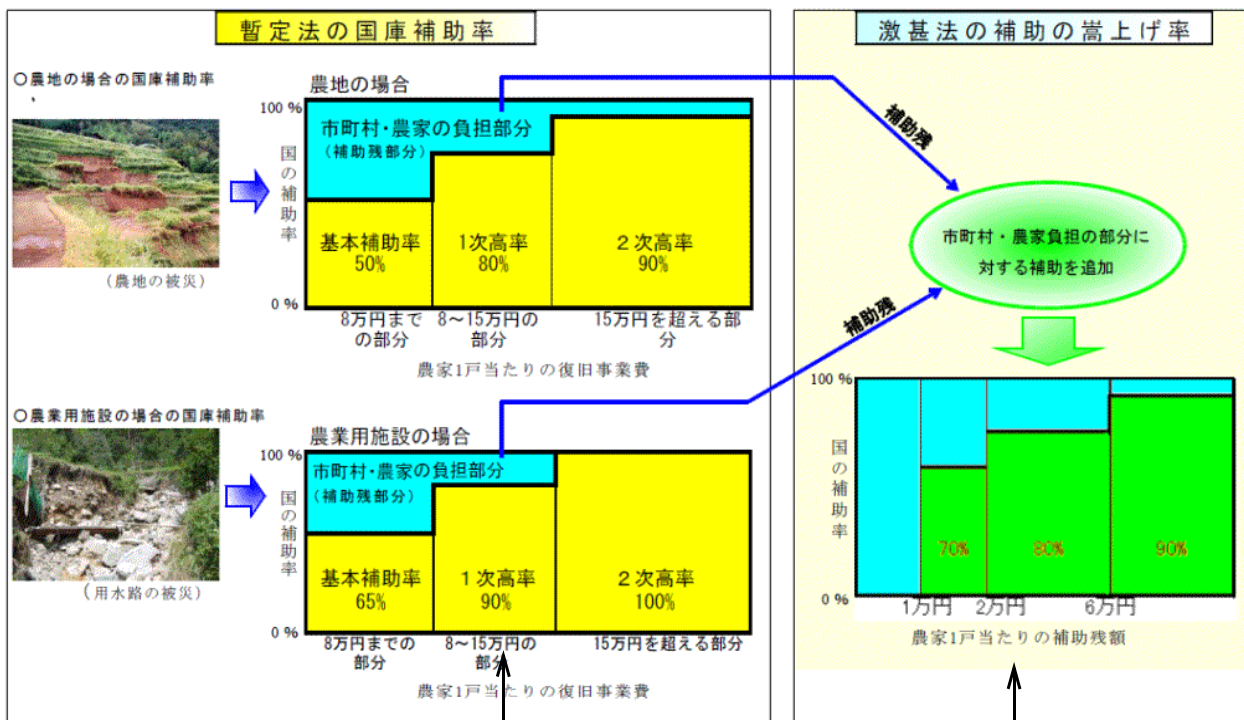
(注) 補助率 () は書きは沖縄県に適用される率

また、その年の12月31日までの3年間に発生した災害（連年災）により甚大な被害を受けた市町村にあっては、その3年間の農地、農業用施設の災害復旧事業の事業費の総額及び当該災害を受けた関係農家数を単年災の場合に置き換えて補助率を算定し、単年災の場合の補助率と比較し有利な方を当該年の災害復旧事業の補助率とすることができる。

2) 激甚災害に指定された場合

さらに、その年に発生した災害のうち、「激甚法」により激甚災害に指定された災害に係る農地等の災害復旧事業については、市町村毎に、その区域内にある農地又はその区域内にある農地が受益する農業用施設に係る農地に係る災害復旧事業（農業用施設関連事業を含む。農地の関連事業は含まない。）の事業費から通常の国庫補助額を引いた額（補助残額）の総額をその区域内の関係農家数で除した1戸当たりの負担額が2万円以上の市町村については、負担額に応じて補助率の嵩上げが行なわれる。

暫定法による補助率と激甚法による嵩上げ率の概念図



年災と連年災（条件がある。）を比較して有利な方を当該年の補助率とする。

激甚災害の嵩上げ率

ただし、補助率増高、連年災補助率適用、激甚災害適用の申請に当たっては、一市町村を単位に当該市町村の**関係農家数が必ず3戸以上**でなければならないことになっている。なお、この3戸とは、農地（1人）及び農業用施設（2人）のそれぞれの最小耕作者数である。

なお、過去5ヶ年（平成17年～平成22年）における補助率の全国平均は、下表のとおりである。

農地・農業用施設災害の補助率の実績（平成17年～平成22年）

	暫定法のみの場合	激甚災害指定の場合	備考
農地	83%	92%	
農業用施設	93%	96%	

3. 農地・農業用施設災害復旧事業に係る地方財政措置

災害復旧事業に関する地方財政措置については、地方公共団体の負担額に応じて起債が許可され、その償還費に対して財政措置が行なわれることになっており、その災害復旧事業債の主なものについて概説する。

1) 補助災害復旧事業債

地方公共団体（都道府県、市町村）が行なう一箇所の工事費が40万円以上の場合の国庫補助残額について起債が認められる。

2) 単独災害復旧事業債

農業用施設の災害復旧事業であって、その一箇所の工事費が40万円未満のものについては、起債が認められる。

3) 農地等小災害復旧事業債

単独災害復旧事業債では農地の災害復旧事業は認められていないが、激甚災害に指定された災害を受けた市町村が事業主体となって実施する農地の災害復旧事業のうち、一箇所の工事費用が13万円以上40万円未満のものについて起債が認められる。ただし、市町村の区域内の農地、農業用施設又は林道の災害復旧事業費（補助災害復旧事業費及び小災害復旧事業費の合計）が800万円を超える市町村で、かつ、農地等小災害債の起債1件限度額を超える市町村となっている。

災害復旧事業等充当率一覧表（平成23年度の場合）

区分	対象施設等	起債充当率(%)		元利償還金に対する地方交付税等の措置（基準財政需要額算入率(%)）	備考		
		現年	過年				
災害復旧事業債	補助災害	農地、農林施設	90	80	95	事業主体が都道府県又は市町村に限る。	
		公共土木施設	100	90			
	単独災害	農林施設	65		47.5～85.5 [財政力補正]	起債対象事業費は以下のとおり 都道府県<40万円 市町村<40万円	
		公共土木施設	100				
	農地等小災害	農地	1戸当たり2万円以下	50		100	
			被害激甚地	74			
農林施設		1戸当たり2万円以下	65				
		被害激甚地	80				

注 1：起債充当率の欄は、100%のものを除き、各充当率に「おおむね」が付される。

2：補助災害、直轄災害、災害関連（農地災害関連区画、農村生活環境、鉱毒対策は除く）の現年災分は、特別交付税の対象となっている。

第2節 災害復旧事業の対象となる災害

「暫定法」及び「負担法」の対象となる災害は、暴風、洪水、高潮、津波、地震、雪害、融雪害、干害、地すべり、落雷、噴火その他の**異常な天然現象により生じた災害**となっており、その対象となる災害は次のとおりである。災害復旧事業の基本となる事項であるので、適用に当たっては注意する。

1. 「暫定法」の対象となる災害（暫定法第2条第5項、要綱第3）

1) 降雨：最大24時間雨量が80mm以上

なお、最大24時間雨量が80mm未満でも、次の場合は対象となる。

- ①連続雨量又は時間雨量が大（概ね20mm/h）であった場合
- ②上流地域の異常降雨による河川等の洪水又は増水によって発生した場合
- ③火山噴火の噴出物の堆積により上流地域の状況が著しく変化した場合

2) 風速：最大風速 15m/s以上（10分間平均）

3) 洪水：その地点の水位がはんらん注意水位以上（はんらん注意水位が定まっていない場合は河岸高さの1/2以上）又は融雪水のように長期にわたる出水

4) 干害：連続干天日数が20日以上（日雨量が5mm未満の日を含む）

5) 火山噴火：噴火の降灰等による農地の災害

降灰厚（堆積厚）が粒径0.25mm以下は5cm以上

粒径1.0mm以下は2cm以上

洪水による農地への土砂等堆積の場合も同様である。

6) 地震：地震に関しては震度等の規定はない。

地震に起因する被害があった場合

7) その他異常な天然現象

竜巻、異常低温、積雪、落雷等の天然現象

2. 「負担法」の対象となる災害（負担法第2条第1項、要綱第3）

1) 降雨：最大24時間雨量が80mm以上

2) 風速：最大風速 15m/s以上（10分間平均）

3) 洪水：その地点の水位がはんらん注意水位以上又は融雪水のように長期にわたる出水

4) 高潮・津波：暴風雨若しくはその余波による異常な高潮若しくは波浪（うねりを含む。）又は津波により発生した災害で被害の程度が比較的大きいもの

5) 地震：地震に関しては震度等の規定はない。

地震に起因する被害があった場合

6) 地すべり：地すべりにより発生した地すべり防止施設の災害で、一定のブロックが災害を受けているもの

7) その他異常な天然現象

竜巻、異常低温、積雪、落雷等の天然現象

3. 降雨を災害原因とする場合の調査資料

市町村で降雨を災害原因として災害復旧事業を申請する場合は、**その市町村の降雨の観測場所が一つ以上あること**。また、その観測資料は公的機関の観測資料であることが必要であり、その整理は次のようにする。

1) 降雨の資料は気象庁のアメダス資料を使う場合（ホームページアドレスを表示することが必要）又は公的機関が降雨を観測している場合は、その資料によると共に、**公的機関（県、市町村等）の長の証明が必要**である。

2) 降雨資料は、観測所ごとに**最大24時間雨量、最大1時間雨量を整理**する。

その際、最大24時間雨量は、各観測所の観測資料に何時（降り始め）から何時（降り終り）までの時間を表示する。また、最大1時間雨量については、何時から何時までの1時間雨量を表示する。

例-1：アメダスを利用する場合
 (インターネットを利用して出力した気象データによる証明)

〇〇観測所								
月日	時	降水量(mm)	気温(℃)	風向・風速(m/s)		日照時間(h)	雪(cm)	
				風速	風向		降雪	積雪
7月13日	1	2	21.4	1.4	南西		///	///
	2	0.5	21.4	0.8	南		///	///
	3	0.5	21.3	0.5	南東		///	///
	4	1	21.1	0.3	南南西		///	///
	5	0	21	0.2	静穏		///	///
	6	0.5	21.1	0.3	東南東	0	///	///
	7	3	21.4	0.2	静穏	0	///	///
	8	2	21	1.7	南西	0	///	///
	9	3.5	21.1	0.1	静穏	0	///	///
	10	5	21.1	0	静穏	0	///	///
	11	2.5	21.4	0.1	静穏	0	///	///
	12	6.5	21.3	0	静穏	0	///	///
	13	8	22	0.3	北西	0	///	///
	14	17.5	21.9	0	静穏	0	///	///
	15	18	21.9	1.1	南南西	0	///	///
	16	2.5	22.4	0.5	南東	0	///	///
	17	0.5	22.7	0.4	北北東	0	///	///
	18	3	22.4	0.4	北北西	0	///	///
	19	1	22.2	1.1	東北東	0	///	///
	20	0.5	22	0.5	東	0	///	///
	21	0.5					///	///
	22	1					///	///
	23	2					///	///
	24	16.5					///	///
				最大24時間雨量 = 140.5mm/24hr (7/13 am10:00~7/14 am9:00)				
				最大時間雨量 = 25mm/hr				
7月14日	1	2	22.2	0.0	北北東		///	///
	2	1	21.8	0.8	東南東		///	///
	3	0	21.8	0.2	静穏		///	///
	4	1.5	21.8	0.8	東北東		///	///
	5	25	21.7	2.3	南南西		///	///
	6	15	21.5	0.4	南南西	0	///	///
	7	3	21	2.2	南南西	0	///	///
	8	4	20.4	0.8	東北東	0	///	///
	9	4.5	20.2	0.6	東南東	0	///	///
	10	4.5	20	0.3	南西	0	///	///
	11	4	20	0.5	東	0	///	///
	12	2	20.9	0.4	北北西	0	///	///
	13	0.5	22.3	0.4	南東	0	///	///
	14	0.5	22.8	0.7	南東	0	///	///
	15	0	22.8	1.1	南		///	///
	16	0	23.1	1.6	南		///	///
	17	0	23.1	1.1	南		///	///
	18	0	22.4	0.1			///	///
	19	0	22.5	1.1			///	///
	20	0	22.3	1.9	南		///	///
	21	0	22.1	0.5	南東		///	///
	22	0	22	0.4	北北東		///	///
	23	0	21.8	0.6	東		///	///
	24	0	21.8	0.3	東		///	///

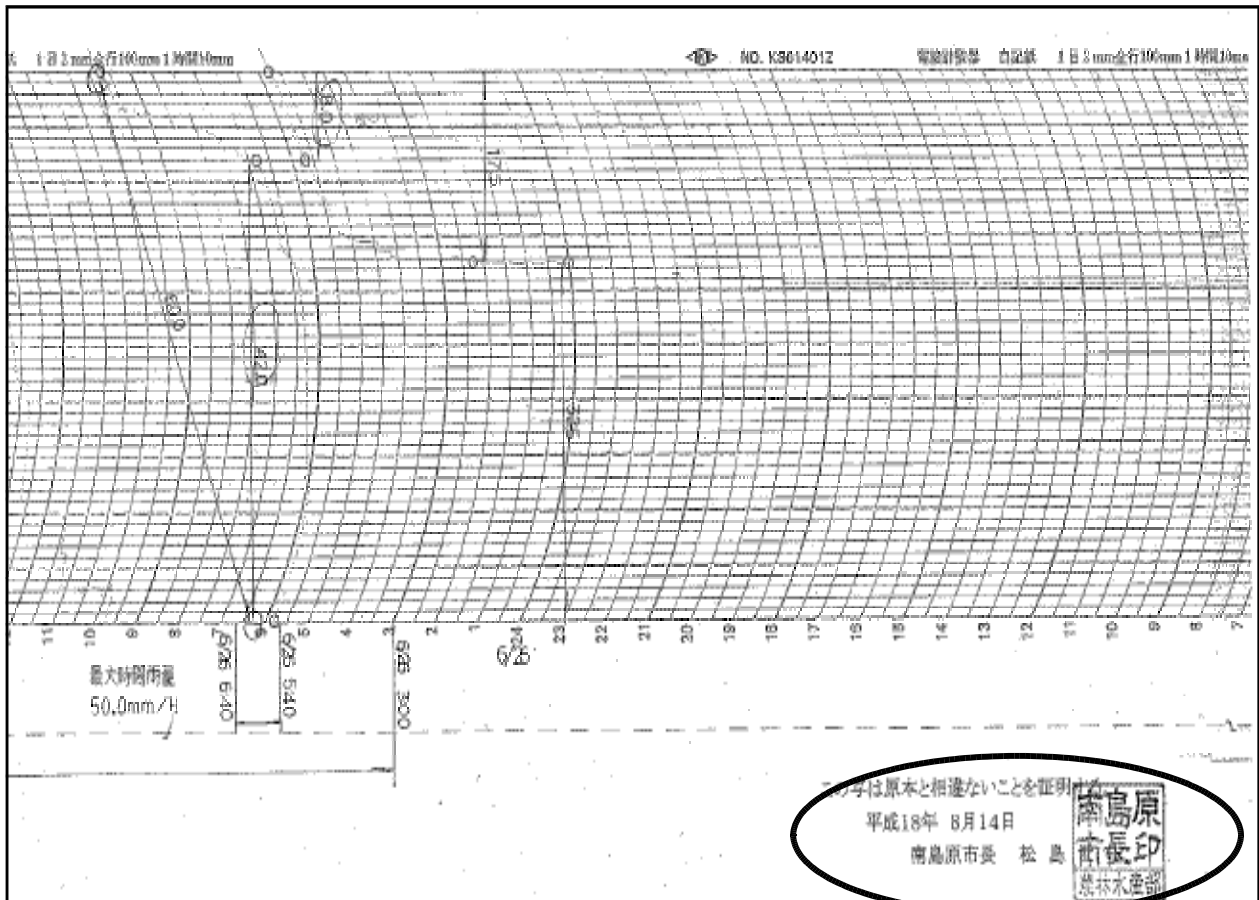
最大24時間雨量 = 140.5mm/24hr
 (7/13 am10:00~7/14 am9:00)
 最大時間雨量 = 25mm/hr

出典が公的機関であることを
 確認できるよう、当該データの
 URLを省略せずに表示する。

http://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/view/hourly_a1.php?pre_c_no=67&pre_c_ch=%8DL%93%87%8C%A7&block_no=0675&block_ch=%8F%AF%8C%B4&year=2010&month=07&day=14&view=p1

例-2：公的機関の長が証明している場合の例

(最大1時間雨量の場合の例)



- 3) 地図上に、被災箇所及びアメダスの観測位置、又は公的機関の観測位置を記入し、被災箇所と雨量の関係を表す資料を作成する。

例－3：観測地点と被災箇所を示した等雨量線図



※ 市町村合併した新市町村は、基本的に旧市町村単位の観測所での資料（公的機関の長が証明）をもって整理する。

被災範囲が広範囲に亘る場合や被災地が観測点から離れている場合は、公的機関の長が証明した降雨資料と各地点のアメダス資料（この場合は、URL 表記は不要）から等雨量線図を作成して、被災箇所と雨量の関係を示すことにより、被災地点の雨量が異常な天然現象に該当することを証明することも一つの方法である。（等雨量線図作成に用いる各観測点の雨量は、必ずしも同時刻である必要はないが、同一の事象と認められる日時のもので整理すること）

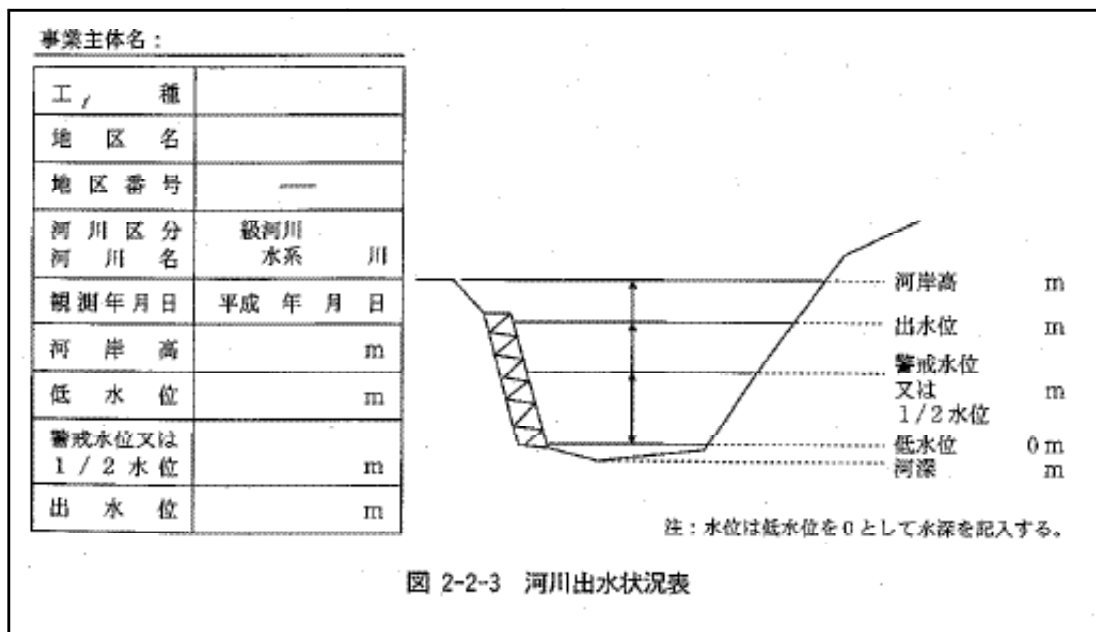
4. 洪水を災害原因とする場合の調査資料

洪水を災害原因とした、農業用施設である頭首工、橋梁、揚水機（排水機）等の災害復旧事業を申請する場合は、**洪水があったことの観測資料等が必要**であり、その整理は次のようにする。

- 1) 近傍に水位観測所のある河川では、観測所所管庁（国土交通省、都道府県、市町村）の資料により、はんらん注意水位及び被災時における洪水等について整理する。
- 2) 近傍に観測所のない場合、又は観測していない河川では、洪水の痕跡から洪水位等を求める。この場合洪水位の痕跡が消えないうちに写真等で記録しておく必要がある。この時、河岸の樹木等に洪水によって引っかかったと思われるゴミ等がある場合は、河岸高との関係が分かるような写真を撮っておく。
- 3) はんらん注意水位が定められていない河川等については、洪水位のほか、河岸高、低水位を調査し、**洪水位が低水位から河岸高までの1/2以上の水位であったことが分かる資料を整理**しておく。

※「はんらん注意水位」は、平成19年4月以前において「警戒水位」としている場合がある。

例－1：河川観測資料等からの整理例



※この断面図と写真から洪水位が確認できるよう整理する。

5. 地震を災害原因とする場合の調査資料

地震を災害原因とした、農地や農業用施設であるため池、頭首工等の災害復旧事業を申請する場合は、**地震があったことを、気象台又はその他の地震観測所の観測資料により、発生日時、震源地、震度、震源地からの距離等及び余震の震度回数等について整理する。**また、その地震による農地や農業用施設等の被災状況の調査は、次のような内容について行う。

地震による被災状況調査

区 分	調 査 内 容
一般事項	被災箇所の位置、被災の範囲、被災の規模等
農 地	き裂（位置、幅、深さ、長さ）、不陸（沈下、隆起、段差等の位置、範囲）、液状化（位置、範囲、深さ、噴砂の塩分濃度等）等
ため池	堤体及び取付部の決壊、崩落、陥没、き裂、洗掘、漏水等、洪水吐、取水施設等の沈下、隆起、洗掘、破損、き裂、機能等、池敷内のすべり、崩落、き裂、周辺地山からの漏水、土砂流入等
頭首工	頭首工本体及び取付部、護床、護岸、取水施設等の沈下、破損、き裂、機能等
揚水機	機場、揚水機（ポンプ、原動機等）、樋門、護岸等の沈下、破損、き裂、機能等
用・排水路	用・排水路、水管橋等の沈下、破損、き裂、機能等 埋設管等については、浮上、沈下、継ぎ目の離脱や破損等
農道	路盤、法面、側溝、埋設物、道路橋等の不陸（沈下、隆起、段差等）、破損、き裂、すべり、崩落、移動等
地すべり防止施設	「地すべりによる災害の調査」に準じて調査
海岸保全施設	海岸堤防、消波ブロック、離岸堤等の崩壊、沈下、破損、き裂、漏水等

6. 地すべりによる災害原因とする場合の調査資料

地すべりを災害原因とした、農地、農業用施設や地すべり防止施設の災害復旧事業を申請する場合は、**地すべりの発生誘因等の調査が必要**であり、その整理は次のようにする。

1) 降雨及び融雪調査

地すべりの発生誘因は、降雨や融雪によるものが多いため、地すべりが発生した日の前後数十日間の降雨量及び融雪について「降雨調査」及び「融雪調査」に準じて調査するとともに地すべりとの相関について整理する。

2) 地すべりの状況調査

地すべりの範囲、地質、すべり面の位置、移動状況等、次のような内容につ

いて調査する。

(1) 地すべりの範囲

地すべりによって生じたき裂又は断層の位置・幅、深さ、延長、方向等及び隆起、陥没、押し出しの位置、幅、延長等を調査し、地形図に整理する。

(2) 地質・すべり面の位置

踏査、地質図、試掘・地質ボーリング等により、基岩、地層ごとの岩質・土質、すべり面の位置等を調査する。

(3) 地表水調査

地すべり箇所周辺部に存在するため池、河川、水路等の位置、貯水位、流量、流向等を調査するとともに地すべり箇所への水の供給及び排水の状況を調査する。

(4) 地下水調査

地すべり箇所周辺部に存在する井戸、湧水、ボーリング孔等により、地下水位、水量の変動、地下水の流向等を調査、地下水位、水量の変動については降雨及び融雪との関係を整理する。

(5) 移動量調査

地すべり発生後の地盤の移動量及びき裂・断層、隆起・陥没、押し出し等の変化を継続的に調査するとともに地すべりの移動方向を調査する。

3) 地すべりによる被災状況の調査

地すべりによる農地、農業用施設、地すべり防止施設の被災状況の調査は、次のような内容について調査する。

地すべりによる被災状況調査

区 分	調 査 内 容
一般事項	被災箇所の位置、被災の範囲、被災の規模、地すべり指定の有無、地すべりが拡大した場合に重大な被害を及ぼす恐れのある施設等
農 地	災害復旧事業の復旧工法（2005年版）「第2-2節2-2-3の1農地」に準じて調査
農業用施設	ため池、農道、水路等の崩壊、埋没・破損、き裂、沈下、漏水等
地すべり防止施設	集水井、抑止杭、堰堤、土止工、排水施設等の崩壊、埋没、破損、き裂、沈下、漏水等

第3節 災害復旧事業の対象となる農地・農業用施設等

「暫定法」の対象となる農地・農業用施設及び農村振興局所管の農地保全施設に係る海岸及び地すべり防止施設、「負担法」の対象となる農村振興局所管の農地保全施設に係る海岸及び地すべり防止施設は次のとおりである。

なお、「海岸法」に基づいて管理されている海岸又はこれに基づいて設置されている堤防、護岸、突堤及び「地すべり等防止法」に基づく地すべり防止施設は、負担法に基づく事業となるので、当該施設の造成事業を調査しておくよう留意する。

1. 農地（暫定法第2条第1項、了解事項第1の1）

「耕作の目的に供される土地」をいい、土地台帳地目による区分ではなく、現に肥培管理している土地及び耕作をしようとするれば直ちに農地として使用できる休耕地等を含む農地が対象となる。

農地の工種区分としては、田、畑及びわさび田の区分となる。特殊田畑を含む区分は次のとおりである。

- ①田：苗圃、はす田、くわい田、転作田（目安として畦畔がある農地）
- ②畑：果樹園、栗園、茶園、桑園、石垣いちご畑、飼料作物栽培地、牧草地（現に肥培管理が行われている牧草地）等
- ③わさび田

2. 農業用施設（暫定法第2条第1項）

農業用施設は、「農地の利用又は保全上必要な公共施設」（受益戸数が必ず2戸以上の施設）であって、工種区分は、次のとおりである。

- ①ため池
- ②頭首工
- ③揚水機
- ④水路（用水路、排水路、用排水路）
- ⑤堤防（海岸を含む）
- ⑥道路
- ⑦橋梁
- ⑧農地保全施設

3. 農地保全に係る海岸及び地すべり防止施設（「負担法」の対象となる施設）

- ①海岸法に基づく農村振興局所管の農地保全に係る海岸施設で、堤防、護岸、突堤その他海岸を防護するための施設。
- ②地すべり防止法に基づく農村振興局所管の地すべり防止区域内にある排水施設、擁壁、ダム、その他の地すべりを防止するための施設。

第4節 国庫補助又は負担（「暫定法」及び「負担法」）の対象とならない災害復旧事業

農地及び農業用施設の災害復旧事業が、すべて「暫定法」上の国庫補助、及び「負担法」上の国庫負担の対象となるわけではなく、次に掲げるものについては災害復旧事業の対象とならない。したがって、災害復旧事業の申請に当たっては、被災状況を十分把握し、原因を明らかにして行う必要がある。

1. 「暫定法」の対象とならない災害復旧事業

1) 暫定法第2条第7項

①一箇所の工事の費用が40万円未満のもの。

2) 暫定法第5条第1号～第7号（適用除外）

①経済効果の小さいもの。

②維持工事とみるべきもの。

③明らかに設計の不備又は工事の施工の粗漏に起因して生じたものと認められる災害に係るもの。

④甚だしく維持管理の義務を怠ったことに起因して生じたものと認められる災害に係るもの。

⑤災害復旧事業以外の事業の施行中に生じた災害に係るもの。

⑥土砂流入による農地の災害復旧事業のうち、その筆における流入土砂の平均の厚さが、粒径1mm以下の土砂にあつては2cm、粒径0.25mm以下の土砂にあつては5cmに満たない農地に係るもの。

⑦耕土流失による農地の災害復旧事業のうち、その筆における流失土の平均の厚さが1割に満たない農地に係るもの。

3) 施行令第9条第1号～第6号（暫定法第5条第1号の経済効果の小さいもの）

①傾斜が20度を超える農地（その農地の利用又は保全のための農業用施設を含む、以下同じ。）であつて、農地の傾斜による生産条件の著しい格差がないと認められるものとして農林水産大臣が定める農作物の栽培の用に供するもの以外のもの。（参考：下線部は、平成23年12月28日改正）

②土層の厚さが40cm未満の農地。

③土性が粗い砂土、火山灰、火山れき又は高位泥炭土の農地。

④当該農地と関連のある他の工事が完了しなければ効果のない農地。

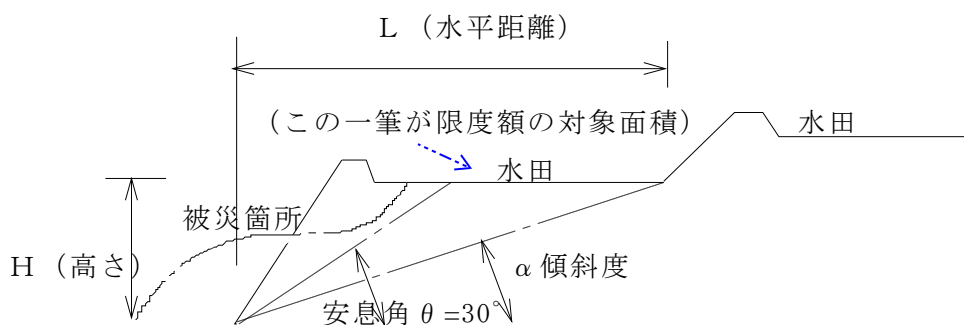
⑤有効幅員120cm未満の農業用道路。

⑥その災害復旧事業の事業費の額が、当該災害にかかった農地に代わる農地を造成するのに要する標準的な費用の額として、農林水産大臣が毎年度定めるところにより、算定される金額を超える農地（限度額を超える部分）。

①の取扱いについては、本テキスト第8章を参照。また、⑥については、査定要領第12、了解事項1-5にも記載されており、その算出方法は次のとおりである。

なお、水田と畑では限度額の算出方法が異なるので注意する必要がある。また、水田が土砂埋塞した場合は、水田の一筆面積（水張り面積）ではなく、土砂埋塞面積が限度額算出の対象面積となるので注意する必要がある。

例-1：限度額算出の方法



※上図のH/Lから求められる傾斜度（α）に相当する、下表の単位事業費に対象面積Aを乗じたものが限度額となる。

（平成23年の場合）

傾斜度別1アール当たり事業費

(都府県)			(北海道)		
傾斜度	H/L	事業費	傾斜度	H/L	事業費
0	0.000	269	0	0.000	58
1	0.017	279	1	0.017	63
2	0.034	288	2	0.034	68
3	0.052	298	3	0.052	73
4	0.069	307	4	0.069	78
5	0.087	317	5	0.087	83
6	0.105	327	6	0.105	87
7	0.122	336	7	0.122	92
8	0.140	346	8	0.140	97
9	0.158	355	9	0.158	102
10	0.176	365	10	0.176	107
11	0.194	374	11	0.194	112
12	0.212	384	12	0.212	116
13	0.230	393	13	0.230	121
14	0.249	403	14	0.249	126
15	0.267	413	15	0.267	131
16	0.286	422	16	0.286	136
17	0.305	432	17	0.305	141
18	0.324	441	18	0.324	145
19	0.344	451	19	0.344	150
20	0.363	460	20	0.363	155
21	0.383	470	21	0.383	160
22	0.404	479	22	0.404	165
23	0.424	489	23	0.424	170
24	0.445	499	24	0.445	174
25	0.466	508	25	0.466	179

※傾斜度別1アール当たり事業費は毎年見直しが行われ、官報告示される。

なお、農地の復旧事業費のうち、**限度額を超える部分は非補助**となる。

例－2：傾斜度9度で10aの水田面積の例（都府県）

限度額 355千円×10a = 3,550千円

復旧事業費が400万円の場合

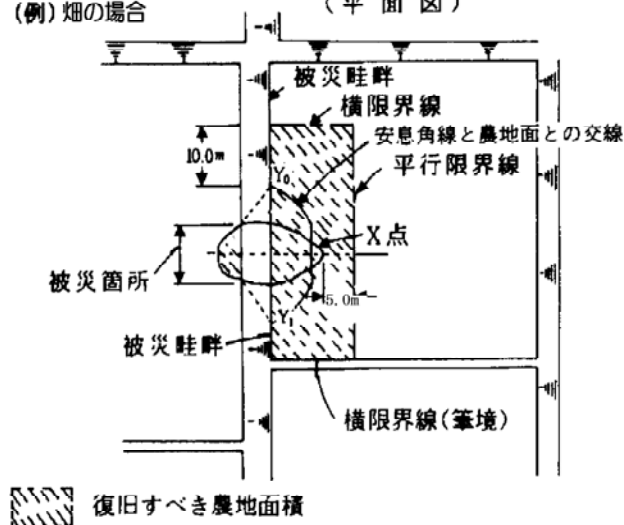
補助額 3,550千円

非補助額 450千円 (4,000千円－3,550千円)

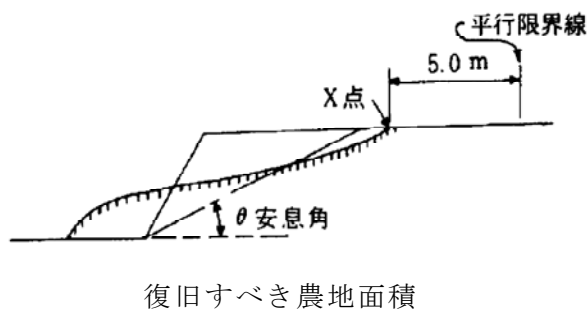
例－3：畑の場合の限度額算出の農地面積の考え方

(例)畑の場合

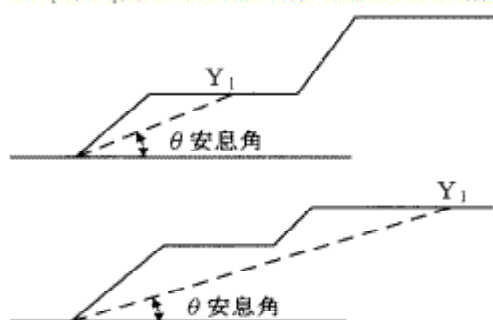
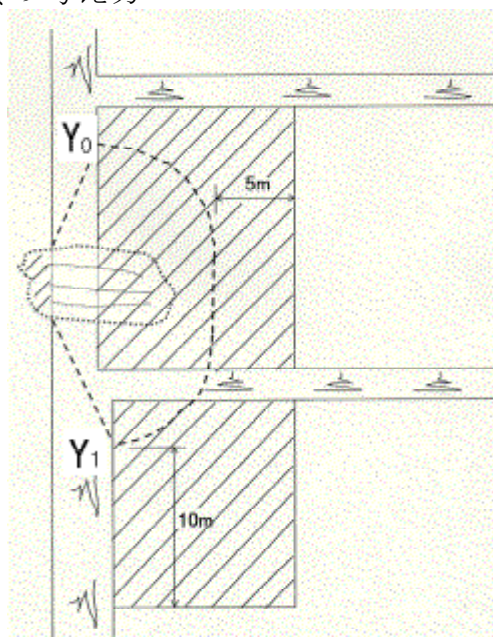
(平面図)



(横断図)



復旧すべき農地面積



安息角延長線が地表面と交差する点が筆界を越えた場合の復旧すべき農地面積

4) 要綱第2. 1 (暫定法第5条第2号の維持工事とみるべきもの)

- ①石積み又は石張り等の破損を防止するためのコンクリート突込みのみの工事。
- ②直ちに破損するおそれがなく、かつ、他に被害を及ぼすおそれがない石積み又は石張り等の差狂いの修正のみ若しくは欠脱の補充のみの工事又は間詰めのみ工事。
- ③隧道の巻立コンクリートの軽微なき裂の修繕のみの工事。

- ④木工沈床の方格材の軽微な破損の修繕のみの工事又はその少量の脱石の補充のみの工事。
- ⑤少量の捨て石の補充のみの工事。
- ⑥堤防、護岸等に直接影響のない程度の河床又は海岸地盤の低下に対する床止め、根固め又は突堤のみに係る工事。この場合において、「直接影響のない程度の河床又は海岸地盤の低下」とは、基礎工が露出しない場合又は露出した場合であっても堤防、護岸等の安定に支障がない程度の低下をいう。
- ⑦堤体に被害のない場合の漏水止めのみの工事。この場合、水路堤防について「堤体に被害のない場合」とは、原則として漏水止めの応急工事を施行する必要がない場合をいう。
- ⑧橋梁の高欄又は橋梁若しくは隧道の照明設備のみに係る工事。
- ⑨そだ、雑石程度の井堰に係る工事。
- ⑩①から⑨の前号に掲げるものに類する工事。

5) 要綱第2.2 (暫定法第5条第3号の明らかに設計の不備又は工事の施行の粗漏に起因して生じたものと認められる災害にかかるもの)

しゅん工認定(中間検査を含む)等による検査又は監査等の結果、工事の出来高が不足しているもの、又は工事の施行が粗漏で施行の目的を達成していないと指摘され、これらについて農林水産大臣等が手直し又は補強工事を命じた箇所、当該工事が未完了であることに起因して生じた災害復旧事業は「明らかに設計の不備又は工事の施行の粗漏に起因して生じたもの」とする。

6) 要綱第2.3 (暫定法第5条第4号の甚だしく維持管理の義務を怠ったことに起因して生じたものと認められる災害に係るもの)

- ①柵工、枠工、木工沈床又は木橋等の甚だしい腐朽により、これらの施設に生じた災害。
- ②水門、樋門等河川に設けられた施設の操作その他管理の甚だしい不良により当該施設に生じた災害。
- ③堤防における耕作等により当該堤防に生じた災害。
- ④以前に生じた災害に係る復旧工事が40万円未満のものであること、当該災害が異常な天然現象によらないものと認められること、又は当該復旧工事が維持管理工事と認められることを理由として国庫補助の対象とされなかった箇所につき、当該被災施設の復旧に着手する以前に生じた新たな災害で、次に掲げるもの以外のもの
 - ア 当該復旧工事に着手する時間的余裕のない時に新たに生じた災害。
 - イ 当該復旧工事が完成したとしても新たに当該箇所につき被害が生じたと明らかに想定される程度の大災害。
- ⑤①から④までに掲げるものに類する災害。

7) 要綱第2.4 (暫定法第5条第5号の災害復旧事業以外の事業の施行中に生じたと認められる災害に係るもの)

「災害復旧事業以外の事業の施行中に生じた災害に係るもの」とは、災害復旧事業以外の事業の着工の日からしゅん工検査（部分検査を含む）の完了の日（しゅん工検査が遅れている場合においては書類、写真等によってその工事がしゅん工した事実を確認することができる日）までの間に生じた災害をいう。

8) 要綱第2.5 (暫定法第5条第8号の農地等のうち農林水産大臣の定める小規模な施設に係るもの)

①道路の路面又は側溝のみに係る工事

道路の路面とは、砂利道では、下層路盤に至らない部分をいい、上層、下層路盤の区別がない場合及び未改良道路の場合は30cm程度に至らない部分のことである（了解事項11）。

②車馬の交通に著しい妨げのない道路上の崩土のたい積（幅員のうち車馬の交通の可能な部分が1.2m以上残されたもの）のみに係る工事。

以上のとおり、暫定法、施行令、要綱において災害復旧事業に該当しない内容が記載されている。これら該当しない内容で申請した場合には、次のように失格、欠格として処理される。

9) 査定要領第7 (①が失格、②以降が欠格の取扱い)

- ① 1箇所の工事費が40万円未満のもの。
- ② 被災の事実が全然認められないもの、又は当該施設が存在しないもの。
- ③ 異常な天然現象によらないもの。
- ④ 被災の事実はあるが当年災害によらないもの。
- ⑤ 前災の決定金額又は余剰金で処理すべきもの。
- ⑥ 別途施行済みの工事で復旧の目的を達したと認められるもの、又は別途工事で施行することが妥当と認められるもの。
- ⑦ 既に採択された災害復旧事業と重複して申請されたもの。
- ⑧ 農地・農業用施設として認められない法の対象外施設に係るもの。
- ⑨ 工事の費用に比べてその効果の著しく小さいもの。
- ⑩ 維持工事としてみるべきもの。
- ⑪ 明らかに設計の不備に起因して生じたものと認められる災害に係るもの。
- ⑫ 工事の施工の粗漏に起因して生じたものと認められる災害に係るもの。
- ⑬ 甚だしく維持管理の義務を怠ったことに起因して生じたものと認められる災害に係るもの。
- ⑭ 災害復旧事業以外の事業の施行中に生じた災害に係るもの。
- ⑮ 土砂流入による農地の災害復旧事業のうち、その筆における流入土砂の平

均の厚さが、粒径1mm以下の土砂にあっては2cm、粒径0.25mm以下の土砂にあっては5cmに満たない農地に係るもの又は耕土流失による農地の災害復旧事業のうち、その筆における流失土の平均の厚さが1割に満たない農地に係るもの。

⑩小規模な施設に係るもの。

※ **欠格**となった場合は、起債等の農地等小災害復旧事業債にも該当しなくなる。

2. 「負担法」の対象とならない災害復旧事業

1) 負担法第6条第1項（適用除外）

- ①一箇所の工事の費用が**都道府県（指定都市を含む）に係るもの**にあっては**120万円未満**のもの、市（指定都市を除く）町村に係るものにあつては60万円未満のもの。
- ②工事の費用に比べてその効果の著しく小さいもの。
- ③**維持工事**としてみるべきもの。
- ④明らかに**設計の不備又は工事の施行の粗漏に起因**して生じたものと認められる災害に係るもの。
- ⑤甚だしく**維持管理の義務を怠ったことに起因**して生じたものと認められる災害に係るもの。
- ⑥河川、港湾及び漁港の埋そくに係るもの。ただし、維持上又は公益上特に必要と認められるものは除く。
- ⑦天然の川岸及び海岸の欠壊に係るもの。ただし、維持上又は公益上特に必要と認められるものは除く。
- ⑧災害復旧事業以外の事業の工事施行中に生じた災害に係るもの。
- ⑨直高1m未満の小堤、幅員2m未満の道路その他農林水産大臣の定める小規模な施設と認められるもの。

2) 省令第1条（負担法第6条第1項第9号の規定による小規模な施設）

- ①けい流又は山腹において直高1.5m未満の石垣又は板さく類のみに係る災害復旧事業。
- ②森林植生のみに係る災害復旧事業。
- ③道路の路面又は側溝のみに係る災害復旧事業。

3) 要綱第2（負担法第6条第1項第3号に規定する維持工事とみるべきもの）

- ①石積み又は石張りの破損を防止するためのコンクリート突込み工事。
- ②直ちに破損するおそれがなく、かつ、他に被害を及ぼすおそれがない石積み又は石張り等の差狂いの修正のみ又は欠脱の補充のみの工事若しくは間詰めのみ工事。
- ③隧道の巻立コンクリートの軽微なき裂を修繕する工事。
- ④木工沈床の方格材の軽微な破損の修繕のみの工事又はその少量の脱石の補充のみの工事。

- ⑤照明設備のみの工事。
- ⑥少量の捨て石の補充のみの工事。
- ⑦堤体に被害のない場合の漏水止めのみの工事。
- ⑧堤防、護岸等に直接影響のない程度の海岸施設の低下に対する根固め、床止め又は突堤のみに係る工事。
- ⑨地すべり防止施設の安定に影響しない程度の盛土の流出の補充のみの工事
- ⑩①から⑨までに掲げるものに類する工事。

4) 要綱第2第2号（負担法第6条第1項第4号に該当する明らかに設計の不備又は施行の粗漏に起因して生じたと認めらるる災害に係るもの）

成功認定検査（部分検査を含む）等の結果、工事の出来高が不足しているもの、又は工事の施行が粗漏で施工の目的を達成していないと指摘され、これらについて農林水産大臣等が手直し又は補強工事を命じた箇所、当該工事が未完了であることに起因して生じた災害復旧事業は「明らかに設計の不備又は工事の施行の粗漏に起因して生じたもの」とする。

5) 要綱第2第3号（負担法第6条第1項第5号の甚だしく維持管理の義務を怠ったことに基因して生じたものと認められる災害に係るもの）

- ①柵工、枠工、木工沈床等の甚だしい腐朽により、これらの施設に生じた災害。
- ②水門、樋門等海岸に設けられた施設の操作その他管理の甚だしい不良により当該施設に生じた災害。
- ③堤防における耕作等により当該堤防に生じた災害。
- ④以前に生じた災害に係る復旧工事が都道府県又は指定都市に係るものにあつては120万円に、市（指定都市を除く）町村にあつては60万円に満たないのものであること。当該災害が異常な天然現象によらないものと認められること。又は当該復旧工事が維持工事と認められることを理由として国庫負担の対象とされなかつた箇所につき、復旧工事が着手する以前に生じた新たな災害で、次に掲げるもの以外のもの
 - ア 当該災害復旧工事に着手する時間的余裕のないときに新たに生じた災害。
 - イ 当該災害復旧工事に着手したとしても新たに当該箇所につき、被害が生じたと明らかに想定される程度の災害。

6) 要綱第2第4号（負担法第6条第1項第7号の維持上又は公益上特に必要と認められるもの）

- ①天然の海岸が欠壊したため、人家、公共施設、農地等が流出した場合、隣接の堤防若しくは護岸が損傷した場合、当該天然の海岸が堤防としての効用を果たし得なくなつた場合又はこれらのおそれが大きい場合における当該欠壊に係るもの。
- ②その他上記に類するもの。

7) 要綱第2第5号(負担法第6条第1項第8号の災害復旧事業以外の事業の工事施行中に生じた災害)

災害復旧事業以外の事業の着工の日から成功認定検査の完了の日(成功認定検査が遅れている場合においては書類、写真等によってその工事が完成した事実を確認することができる日)までの間に生じた災害をいう。

以上のとおり、負担法、施行令、要綱において災害復旧事業に該当しない内容が記載されている。これら該当しない内容で申請した場合には、次のように失格、欠格として処理される。

8) 査定要領第7(①が失格、②以降が欠格の取扱い)

- ①失格：一箇所の工事の費用が都道府県(指定都市を含む)に係るものにあつては120万円未満のもの、市(指定都市を除く)町村に係るものにあつては60万円未満のもの。
- ②被災の事実が全然認められないもの、又は当該施設が存在しないもの。
- ③異常な天然現象によらないもの。
- ④被災の事実はあるが当年災害によらないもの。
- ⑤前災の決定金額又は余剰金で処理すべきもの。
- ⑥別途施行済みの工事で復旧の目的を達したと認められるもの、又は別途工事で施行することが妥当と認められるもの。
- ⑦既に採択された災害復旧事業と重複して申請されたもの。
- ⑧公共土木施設として認められない法の対象外施設に係るもの。
- ⑨他の省庁の所管する施設に係るもの。
- ⑩被害僅少にして機能残存し直ちに増破等により機能喪失のおそれがないと認められるもの。
- ⑪工事の費用に比べてその効果の著しく小さいもの。
- ⑫維持工事とみるべきもの。
- ⑬明らかに設計の不備に起因して生じたものと認められる災害に係るもの。
- ⑭工事の施行の粗漏に起因して生じたものと認められる災害に係るもの。
- ⑮甚だしく維持管理の義務を怠ったことに起因して生じたものと認められる災害に係るもの。
- ⑯河川、港湾及び漁港の埋そくに係るもの。ただし、維持上又は公益上特に必要と認められるものを除く。
- ⑰天然の海岸及び海岸の決壊に係るもの。ただし、維持上又は公益上特に必要と認められるものを除く。
- ⑱災害復旧事業以外の事業の工事施行中に生じた災害に係るもの。
- ⑲直高1メートル未満の小堤、幅員2メートル未満の道路その他農林水産大臣の定める小規模施設に係るもの。

※ 欠格となった場合は、災害復旧事業の対象とならない。

第5節 災害復旧事業の範囲

災害復旧事業は、「現に災害を受けた農地等を速やかに原形に復旧することを目的」とした事業である。しかし、一般的に被災前と被災後では、地形、地盤の状況や施設に作用する外力が異なるため、文字通りの原形復旧ができる場合ばかりでなく、**従前の効用をもつ農地等に復旧することができない場合も少なくない。**

このため、農地等を原形に復旧することが不可能な場合において当該農地等の従前の効用を回復するために必要な施設を造ること、又は農地等を原形に復旧することが著しく困難若しくは不適當な場合にこれに代わるべき必要な施設を造ることも、災害復旧事業としている。

このように、**災害復旧事業には原形復旧、効用回復、原形復旧不可能、原形に復旧することが著しく困難又は不適當の4つの基本原則**があり、その概要は次のとおりである。これによって復旧工法が変わってくるので現地の被災状況を十分確認してどの項目に該当させ復旧工法を決定するのか、注意する必要がある。

1. 原形復旧（暫要領第12）

原形復旧とは、被災した農地にあつては、被災前の現況における田、畑及びわさび田の農地区分どおりに復旧することをいい、農業用施設にあつては、**被災前の位置に旧施設と形状、寸法及び材質の等しい施設に復旧**することをいう。

2. 効用回復（暫要領第13）

効用回復とは、既存施設そのものには被災はないが、災害により地形、地盤の変動等状況の変化のため、当該施設が従前の機能を失ったり、障害を起こした場合に、当該施設の**従前の効用を回復するために行う必要最小限の工事**を行うことをいう。

3. 原形復旧不可能（暫要領第14）

原形復旧不可能とは、災害によって地形、地盤等の変動が著しく、技術的に**被災前の位置に旧施設を形状、寸法及び材質の等しい施設をつくることが絶対に不可能**な場合、被災前の位置に**従前の効用を復旧するための工事**を行うことをいう。

4. 原形に復旧することが著しく困難又は不適當（暫要領第15）

原形に復旧することが著しく困難とは、農業用施設が被災し、河道の変動、海岸汀線の移動、その他地形、地盤等の変動のため、又はその被災施設の除去が困難なため**原形に復旧することが著しく困難な場合**において、当該施設の**従前の効用に回復するため、位置、法線若しくは必要最小限度の工法を変更する工事、これに伴い形状、寸法、材質等を変更若しくは新設する工事、又はこれに類する工事**を行うことをいう。

原形に復旧することが著しく不適當な場合とは、原形復旧しようとするれば必ずしも不可能でも著しく困難でもないが、災害によって施設の原位置又は付近の地形、地盤の変動、施設に与える外力（水位、流量、降雨量、震度等）等に変化を生じたため、これらの状況変化を無視して原形に復旧した場合、**従前の利用上の機能が回復できない又は従前の安定が期せられない場合において原形復旧に代えて、従前の効用を回復するための施設をつくる**（当該被災原因に対応する施設あるいは施設の利用上又は隣接施設との効用上原形に代わるべき施設を造ることも含む）ことをいう。

第6節 災害復旧事業に関する取扱い

農地、農業用施設の災害復旧事業を実施する場合に、基本となる事項は次のとおりである。（詳細はカッコ内に記載の条項を参照）

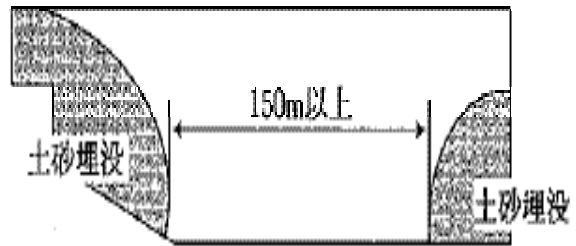
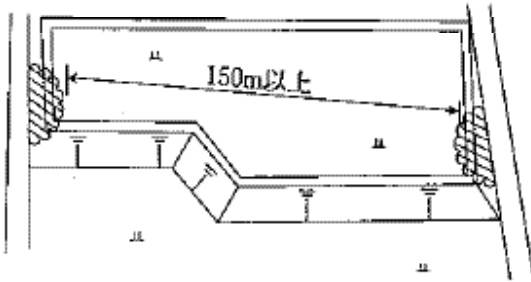
1. 一箇所工事の取扱い（暫定法第2条第8項、暫了解第1の2）

一つの工種について被災した箇所が150m以内（最短水平距離）にある被災箇所は一箇所として取扱う。したがって、150m以内で連続している複数箇所をまとめて一箇所工事とすることができる。

1) 農地の場合

一筆の田の畦畔崩壊の場合は貯留機能を考慮し150m以上離れている場合でも1箇所とする。なお、一筆でも土砂埋没の場合には、150m以上離れていると1箇所とならない。

例－1：1箇所となる場合、ならない場合の例



（150m以上でも1箇所となる場合） （一筆内でも1箇所とならない場合）

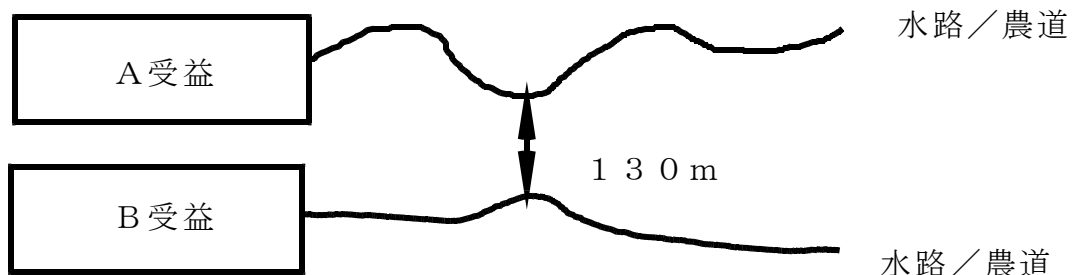
※負担法に基づく災害の場合（負担法第6条）

基本的な取扱いは、暫定法と同様であるが、負担法の場合は、被災箇所の距離が100m以内となる。

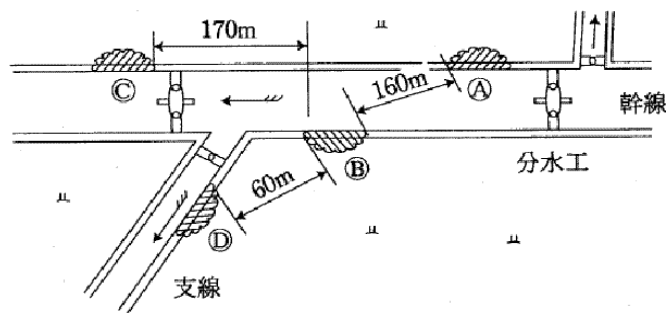
2) 農業用施設の場合

農業用施設と同じ工種で150m以内であれば1箇所とする。ただし、同じ工種でも受益や路線が違う場合は、効用が異なるので1箇所とならない。

例－2：受益が違う場合は同じ工種でも1箇所にはならない。



例－3：用水路の分水工間で分離施工が困難な場合（一体的効用を有している下図のAとB）は150m以上でも1箇所となる。



- ① 1つの施設について150m以内の間隔で連続しているBとDを1箇所とした場合は、AとCは単独となる。
- ② 1つの施設について150mを超えて連続しているものに係る工事で分離施工困難又は不適当なAとBを1箇所とした場合は、CとDは単独となる。

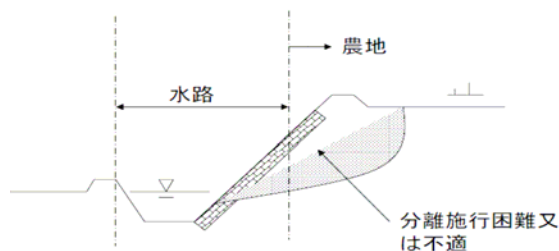
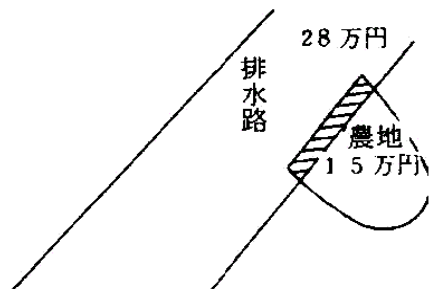
3) 農地と農業用施設が分離して施行することが困難（合併施行）な場合

農地と農業用施設を一体的に施行しなければ復旧できない場合は1箇所となる。ただし、それぞれに査定設計書を作成し、それぞれの工種毎に分けて申請（合併施行）する。

このため、個々の工種ごとに40万円以下であっても、**合併して40万円以上であれば災害復旧事業の対象**となる。

※効用を兼ねる農業用施設の取扱いは15に記載

例－4：合併施行の場合



この例では、排水路の復旧事業費が28万円と農地の復旧事業費が15万円として、それぞれ申請する。

2. 受益戸数（暫定法第2条第1項）

受益戸数とは、被災した農地又は農業用施設（原則として被災した地点に係る受益）に係る戸数のことをいう。

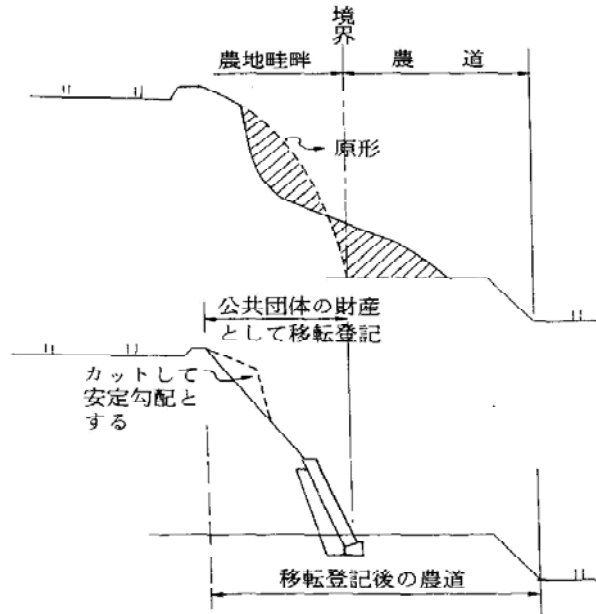
農地の受益戸数は1戸以上、農業用施設の受益戸数は2戸以上が必要である。

3. 個人所有に係る農地（畦畔）を農業用施設とする場合の取扱い（暫了解第1の6）

- ① 個人所有に係る農地の畦畔でも実質的に農地保全施設又は農道等公共的施

設の効用を果たしているものについては、公共的団体の財産として移転登記することを条件に農業用施設として処理することができる。工種は、それぞれの農地保全施設、農道、水路等とする。

例－５：農地畦畔を公共的団体の財産として移転登記して復旧する場合



② 農地の区画変更を行う場合若しくは土砂の流失、埋没等が著しいため農地の効用回復を行う場合に、その復旧区域内に設ける用排水路、農道等、または地すべり農地の復旧に当たって設ける承水路工、排水路工、土止工等の施設のうち、個人所有の農地の利用保全に係るものは、農地として処理する。工種も田又は畑とする。

例－６：土砂埋塞の場合の例



一連の被災である場合は、田、畑の分離施行が困難であることから、申請は効用の大きい工種とする。

4. 防除・飲雑用水施設の取扱い（暫了解第2の5）

家畜の飲雑用水及び果樹蔬菜等の防除用水を確保するために必要な施設で、常時又は干天時に、かんがいの機能を併せ有する施設（防除用水にあっては貯

水槽の容量が1haあたり3m³以上、飲雑用水にあつては、取水能力が1日あたり3m³以上)は、災害復旧事業の対象施設となる。ただし、暫定法第2条第4項に規定する共同利用施設の適用を受けるものは適用除外となる。

なお、市町村等が管理しているものは農地(受益戸数1戸)として処理する。

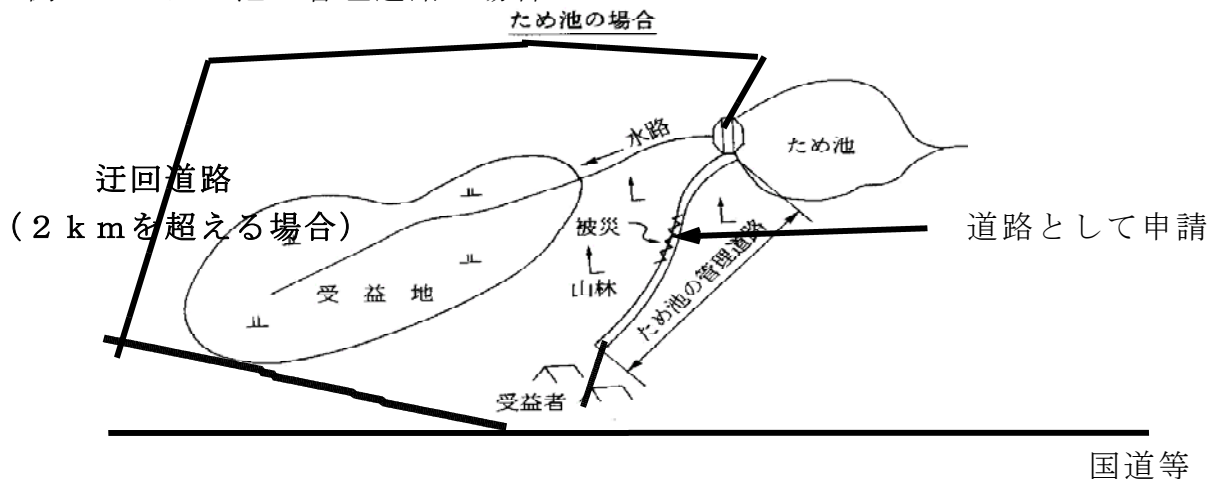
5. 索道、軌道等運搬施設の取扱い(暫了解第3の16)

索道、軌道等運搬施設の災害復旧事業は、有効幅員1.2m以上の道路に接続し、かつ、1施設当たりの延長が概ね50m以上に係るものが対象施設となる。この場合の工種は道路として申請する。

6. 農業用施設の管理用道路災害の取扱い(暫通知22-1、22-2)

農業用施設の利用のみに必要な道路(いわゆる管理用道路)の災害は、原則として農業用道路に係る災害として取り扱うものとする。この場合の工種は道路として申請する。ただし、迂回路がある場合は対象とならない(迂回距離が概ね2kmを超える場合は可)。

例-7: ため池の管理道路の場合



7. 都市計画区域内の取扱い(暫了解第1の10)

都市計画法による都市計画区域内における農地、農業用施設の災害復旧事業は、都市計画事業が認可されていなければ対象とすることはできないが、都市計画法による都市計画施設の区域又は市街化区域の農地及び農業用施設の災害復旧事業は、当該区域における都市計画事業の実施、市街化の動向等を勘案して工事の廃止、縮小又は復旧工法の検討(暫定的な工法にとどめる等)を行う。

8. 稲作転換に伴う災害復旧事業の取扱い(暫了解第1の11)

米生産の計画的調整のための施策により、水稻から他作物へ恒久的な作付け転換を実施中のものは、水田としては復旧しない(畑として復旧)。

また、作付け転換のため臨時に他作物を栽培しているもの、水田養魚(たん水された水田で魚介類を養殖することをいう)に供されているもの及び田畑輪

換を実施しているものは、畦畔の有無、貯留機能等の現状から判断する。

9. 一定計画(暫了解第3の1、負了解1)

排水路(暫要領第15(2)ウ(イ)(V))及び海岸(暫要領第15(2)エ(ウ)、負要領第12(3)イ(カ))が広範囲にわたって被災し、その程度が激甚(延長の8割以上の被災、概ね1000m以上の延長が目安)であり、その際施設を原形に復旧することが著しく不適當な場合は、新たな計画で災害復旧事業ができる。

10. 巻堤工又は水たたき工の採択(暫了解第3の2、負了解2)

排水路(暫要領第15(2)ウ(イ)(vi))及び海岸(暫要領第15(2)エ(カ)、負要領第12(3)イ(キ))が被災し原形に復旧することが著しく不適當な場合において、被災箇所を新たに巻堤工又は水たたき工を施工することができる。

11. 他事業計画区域内の災害(暫了解第3の5、負了解3)

他の事業計画に包含される在来施設が被災した場合や他の事業により一部しゅん工し、農業用施設として機能を發揮している施設が被災した場合の取扱いでは災害復旧事業の対象としない場合や採択となる場合でもいろいろな条件があるので注意する必要がある。

12. 接続施設の工法と合わせる復旧(暫了解第3の6、負了解4)

排水路(暫要領第15(2)ウ(イ)(vii))、海岸及び地すべり防止施設(暫要領第15(2)エ(キ)、負要領第12(3)イ(ク))及び橋梁(暫要領第15(2)オ(キ))が被災し、原形に復旧することが著しく不適當な場合に、被災施設の前又は上下流の接続施設が改修済みであり、当該改修済みの施設の位置、規模、構造等に合わせた復旧することにより一連の施設の効用が増大される場合は、接続する一連の施設の位置、規模、構造等に合わせた復旧することができる。

13. 土地改良事業、構造改善事業等により新設又は改良した用水路、排水路の災害復旧事業の取扱い(暫通知12)

土地改良事業、構造改善事業(補助、融資、自己資金等による事業)等により新設又は改修された土水路(用水路、排水路)が竣工後(部分竣工を含む)1年以内に当該水路の設計流量以下の流量で被災した場合は、欠格とする。

ただし、降雨、地すべり、地震等による法崩壊、山林等の土砂破壊等に起因する場合は、災害復旧事業として施行することができる。

14. ほ場整備事業地区に係る農地、農業用施設の災害復旧事業の取扱い(暫通知14)

都道府県営、団体営及び構造改善等によるほ場整備事業の計画地区又は着工地区に係る農地等が被災した場合、当該農地等の災害復旧事業には、ほ場整備の計画内容及び未着手の場合、着工が確定している場合(工事施工中の場合、予

算が確定しているが未着手の場合、前記に該当しない場合) の条件があるので注意する必要がある。

15. 効用を兼ねる農業用施設に係る災害の取扱い(暫要領第4、暫了解3の17)

①兼用工作物の場合

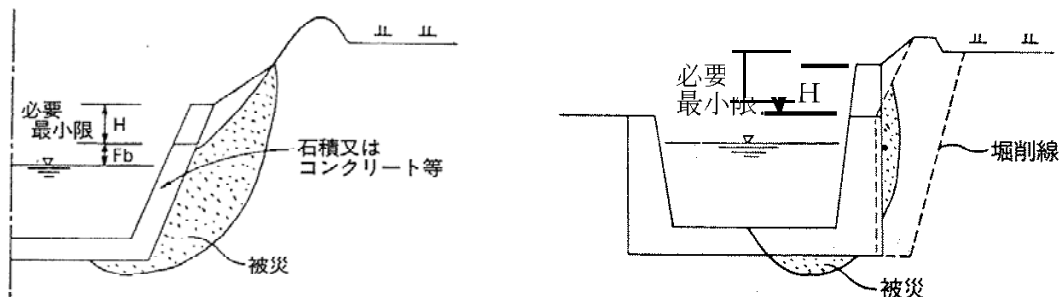
2つ以上の農業上の効用を有する農業用施設については、最大の効用を有する農業用施設の工種に係る災害復旧事業とする。

農業用施設としての効用とその他の効用とを兼ねる工作物については、農業用施設としての効用とその他の効用の割合で振り分けて、農業用施設に係る範囲を農業用施設の災害復旧事業とする。

②農地畦畔と農業用施設の護岸の場合(暫了解3の17)

農地畦畔と合わせて隣接する水路、道路等の農業用施設が被災した場合は、取扱いに注意する必要がある。

例-8: 農地が被災していない場合又は農地の復旧事業申請がない場合(農地と水路が隣接している場合)

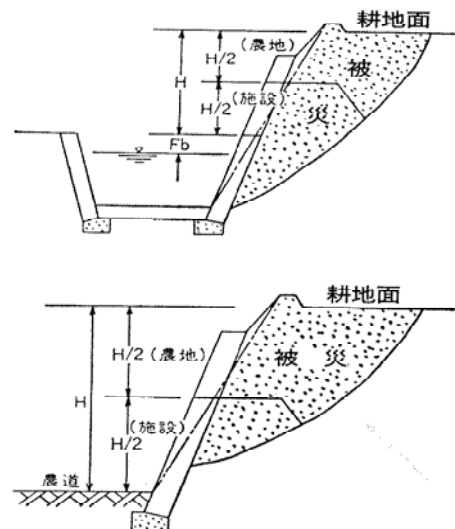


図のように、水路又は農地の法面を安定させるために必要な最小限の水路側壁の工事は農業用施設として申請する。

例-9: 農地が被災している場合

農地と農業用施設の管理区分が明確な場合は、その境界で農地と水路(農道)を区分して申請(合併施行)する。

区分が明確でない場合は水路天端(農道の路面)と耕地面の1/2の高さのところまで区分して申請(合併施行)する。



16. 災害復旧事業の二重採択防止に関する覚書（暫通知５－１）

災害復旧事業の**重複工事を防止**するため、農林水産省、国土交通省の両省で覚書を取り交わしているので、災害復旧事業の範囲を厳守する。

なお、**普通河川**については、**建設災害**として採択した箇所から下流は**農林災害**として採択できないので注意すること。

17. 頭首工、橋梁、サイホン等河川工作物の取扱い（暫通知６、８）

頭首工、橋梁等河川工作物の復旧に際しては、河川管理施設等構造令の適用など河川管理者から条件が付く場合が多いが、**原形復旧の場合は、査定設計の段階において、河川管理者の条件を加味しない。**ただし、**全面改修のような場合は、改築に相当するものとされ、河川管理施設等構造令（昭和５１年７月制定）の適用を受けることとなるので注意すること。**

18. 旧施設の撤去費等の取扱い（暫通知７）

被災後の状況変化、被災の程度等から現位置での復旧を不相当と認め、復旧対象施設の位置を変更して復旧する場合に要する費用は、**旧施設の撤去費**を含め比較設計の結果、現位置で復旧（応急工事を含む）するよりは、位置変更して、旧施設の残存部分の**撤去等を含めて復旧する方が安価となる場合に限り、**災害復旧事業の対象とすることができる。

19. 自然環境の保全に配慮した工法の取扱い（暫通知３５）

災害復旧の工法の決定に際して、**自然環境の保全に配慮した工法**を採用する場合には次の条件があるので注意すること。

- (１) **被災施設が環境に配慮した工法**により施工されている場合
- (２) 自然環境、歴史的風土、文化財保護等に関する法令により、災害復旧事業の**行為に制限を受ける場合**
- (３) 被災施設の上下流又は**隣接する施設で環境に配慮した施工**が行われており、これらの施設との**関連性を保つ必要がある場合**
- (４) 被災施設付近において、**絶滅の恐れのある野生動植物種等の貴重な動植物の棲息・生育が確認**されている場合

また、自然環境の保全に配慮した工法を採用する場合は、「**災害復旧箇所別特性整理表**」を作成して、災害査定時に提出することになっている。

災害復旧箇所別特性整理表

1. 原施設及び被災前の農地の概要

都道府県名	番号	地 区	箇 所	災害名及び被災年月日
工 種	所 在 地			
設置年月日	その事業名	構 造 ・ 形 状		寸 法 ・ 材 質

2. 自然環境の保全に配慮した工法を採用する妥当性

事 項	適 否
(1) 被災施設が環境に配慮した工法により施工されている場合	該当する・該当しない
(2) 自然環境、歴史的風土、文化財等に関する法令により、災害復旧事業の行為に制限を受ける場合	該当する・該当しない
(3) 被災施設の上下流又は隣接する施設で環境に配慮した施工が行われており、これら施設との連続性を保つ必要がある場合	該当する・該当しない
(4) 被災施設付近において、絶滅のおそれのある野生動植物の種等の貴重な動植物の棲息・生育が確認されている場合	該当する・該当しない

(1)に該当する場合

項 目	説 明
①原 形	被災前に環境に配慮していた要素
②復旧箇所	残すべき環境に配慮する要素
③復旧工法	

(2)に該当する場合

項 目	説 明
①根拠法令	災害復旧事業の行為を制限する法令名
②現場状況	歴 史 的 風 土 の 名 称
	文 化 財 の 名 称
	公 園 等 国立公園・国定公園・都道府県立公園・風致地区・その他()
③復旧箇所	残すべき環境に配慮する要素
④復旧工法	

(3)に該当する場合

項 目	説 明
①環境に配慮した箇所と連続性を保つ必要性	
②被災箇所付近の構造物 隣接構造物・上下流構造物	
③復旧箇所	残すべき環境に配慮する要素
④復旧工法	

(4)に該当する場合

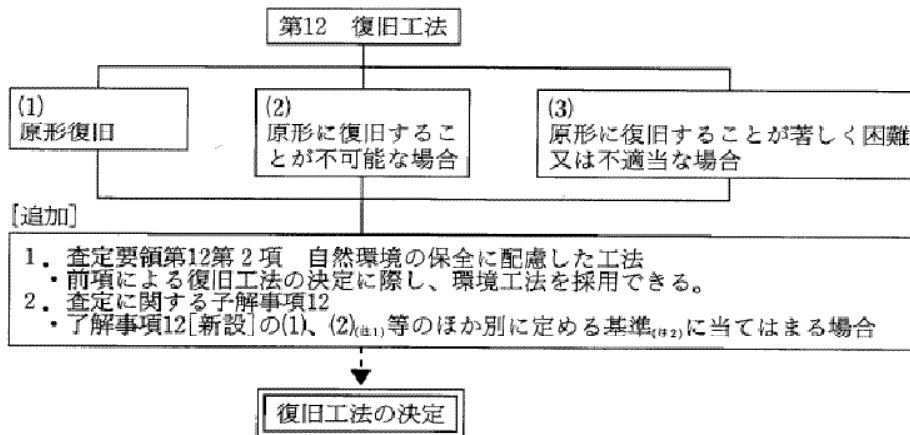
①「絶滅の恐れのある野生動物植物の種の保存に関する法律」で指定された種であるか。 ※裏付けする資料を添付すること	適 ・ 否
②動植物の種	動 植 物 の 名 称
	指 定 状 況
	絶滅のおそれのある動植物・希少野生動物種・国内希少野生動物種 国際希少野生動物種・特定国内希少野生動物種
③復旧箇所	残すべき環境に配慮する要素
④効 果	どのような効果が見込まれるか
⑤復旧工法	

被災前の環境(ポンチ絵又は写真)	復旧後の環境(ポンチ絵)
------------------	--------------

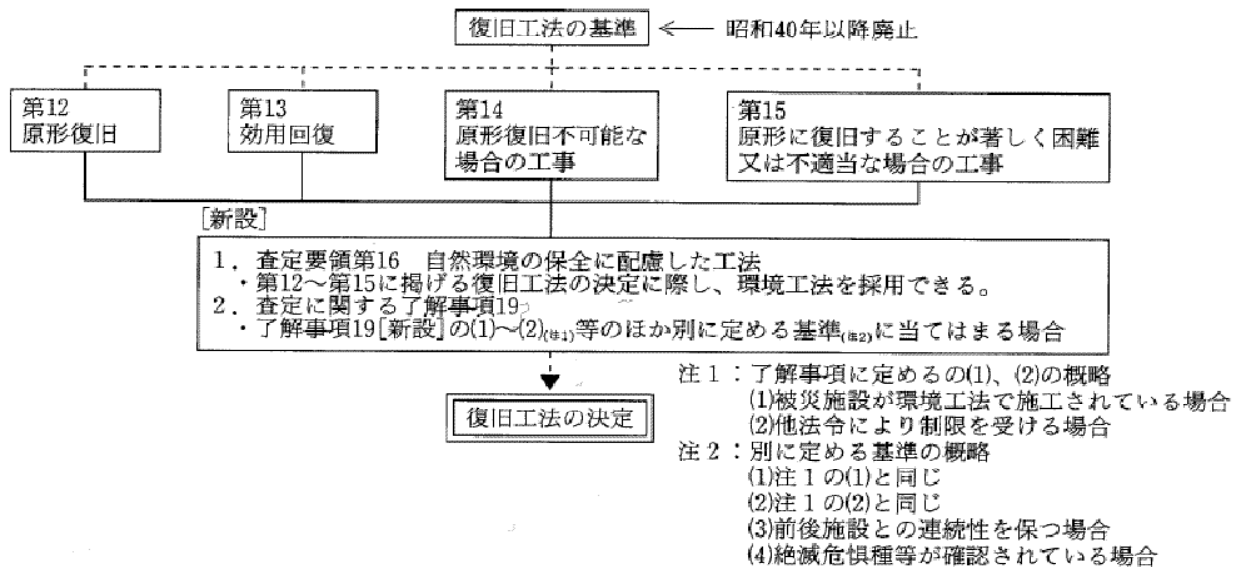
なお、工法の決定フローは次のようになっている。

自然環境の保全に配慮した工法決定のフロー

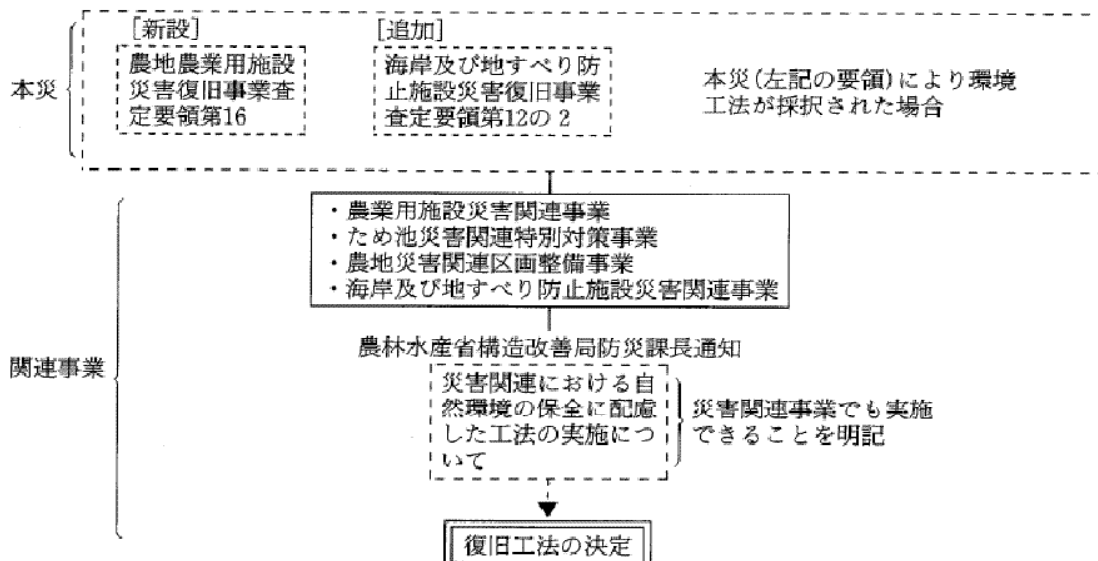
1. 海岸及び地すべり防止施設災害復旧事業査定要領(負担法関係)



2. 農地農業用施設災害復旧事業査定要領(暫定法関係)



3. 災害関連事業



自然環境の保全に配慮した工法の事例
(暫定法の対象となる農地・農業用施設の復旧事例)

区 分	工 法	事 例	
(1) 被災施設が環境に配慮した工法により施工されている場合。	①自然石又は疑似自然石を利用した工法	石積工（法面・護岸）、石張工（法面・護岸）	
	②化粧型枠を利用した工法	化粧ブロック工（法面・護岸）	
	③着色剤の混入又は吹付による工法	カラー舗装工（道路）、特殊舗装工（道路）、	
	④木材・木製品を利用した工法	木工沈床工（頭首工）、竹柵工・ソダ柵工等（法面）	
	⑤動植物の棲息・生育を妨げない工法	魚道工（頭首工）、2面張水路工（水路）、木工沈床工（頭首工）、魚巢ブロック（水路）、ホタルブロック（水路）、小動物の昇降階段等を設ける（道路・水路）	
	⑥緑化の工法	植生工（法面）、植生ブロック積工（法面）	
(2) 自然環境、歴史的風土、文化財等に関する法令により、災害復旧事業の行為に制限を受ける場合。	上記（1）①～⑥に同じ 法令の具体例 〔環境基本法、自然公園法、国土利用計画法、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法、文化財保護法、自然環境保全法等〕	石積工（法面・護岸）、石張工（法面・護岸） 化粧ブロック工（法面・護岸） カラー舗装工（道路）、特殊舗装工（道路）、 竹柵工・ソダ柵工等（法面） 魚道工（頭首工）、2面張水路工（水路）、 魚巢ブロック（水路）、ホタルブロック（水路）、 小動物の昇降階段等を設ける（道路・水路） 植生工（法面）、植生ブロック積工（法面）	
	(3) 被災施設の上下流又は隣接する施設で環境に配慮した施工が行われており、これらの施設との連続性を保つ必要がある場合。	上記（1）①～⑥に同じ	石積工（法面・護岸）、石張工（法面・護岸）
			化粧ブロック工（法面・護岸）
			カラー舗装工（道路）、特殊舗装工（道路）、 竹柵工・ソダ柵工等（法面）
			魚道工（頭首工）、2面張水路工（水路）、 魚巢ブロック（水路）、ホタルブロック（水路）、 小動物の昇降階段等を設ける工法（道路・水路）
			植生工（法面）、植生ブロック積工（法面）
(4) 被災施設付近において、絶滅のおそれのある野生動植物の種等の貴重な動植物の棲息・生育が確認されている場合。	上記（1）①④⑤⑥に同じ 絶滅の恐れのある野生動植物の種の例 〔イトウ、タナゴ、イバラトミヨ雄物型、オオサンショウウオ、ダルマガエル、ニホンカワウソ等〕	石積工（法面・護岸）	
		木工沈床工（頭首工）	
		魚道工（頭首工）、2面張水路工（水路）、 木工沈床工（頭首工）、魚巢ブロック（水路）、 ホタルブロック（水路）、小動物の昇降階段等を設ける工法（道路・水路）	
		植生工（法面）、植生ブロック積工（法面）	

注：上表の工種の他、これらに類する工種が想定される。

第7節 災害関連事業の種類と概要

災害関連事業は、災害復旧事業だけでは将来、復旧施設が再度災害を被るおそれがある場合に、**再度災害を防止するため、被災施設及び関連するぜい弱な未被災施設等の補強等を災害復旧事業に併せて行う事業**である。このため、災害関連事業の計画策定は、災害復旧事業の計画樹立と同時に行うことが必要である。

なお、災害関連事業の中には、直轄地すべり対策災害関連緊急事業、災害関連緊急地すべり対策事業、鉱毒対策事業のように、災害復旧事業と併せて行う場合だけでなく単独で行う事業もある。

主な災害関連事業の事業内容は次のとおりである。

1. 農地災害関連区画整備事業

災害復旧事業と併せて隣接する農地を含めた一体的な区画整理事業で、再度災害防止のために行うものであって、**受益戸数2戸以上、工事費400万円以上**で復旧事業の被災面積・工事費を上回らない範囲であり、また、他の改良計画がなく、かつ、事業効果が大（計画面積にかかる限度額の範囲内）なもの。

補助率は50%で、農業用施設は激甚災害の嵩上げがある。

2. 農業用施設災害関連事業

災害復旧事業と併せて行う被害原因に係る残存施設等の補強事業で、**工事費が200万円以上、かつ災害復旧工事費を越えない**もので、他に改良計画がなく事業効果が大なもの。

補助率は50%で、激甚災害の嵩上げがある。

3. ため池災害関連特別対策事業

激甚な災害を受け、災害復旧事業のみでは十分な効果が期待できない場合に、被災ため池、又は一連の地域内のため池で対策が必要なもの及び上流の土砂災害に関連して緊急に対策が必要なため池について災害復旧事業と併せて行うため池事業で、**工事費が1500万円以上でかつ災害復旧工事費を越えない**もので、他に改良計画がなく事業効果が大であって、総貯水量が1000m³以上で、かつ堤体の漏水、変形、余水吐の破損、断面不足、取水施設の脆弱化等が生じているもの。

補助率は50%で、激甚災害の嵩上げがある。

4. 災害関連農村生活環境施設復旧事業

農地・農業用施設災害復旧事業のある市町村（冠水がある場合は、その範囲内を限度とする地域）で、**これと同一の災害により農村生活環境施設（集落排水施設、営農飲雑用水施設、農村公園施設等）が被災を受けた場合に復旧する事業であり、各施設（集落排水施設、営農飲雑用水施設、農村公園施設等）毎の工事費が200万円以上であるもので、かつ受益戸数が2戸以上であるもの。**

増破防止工事、集落排水施設や営農飲雑用水施設の場合には、応急仮工事も対象となる。

補助率は50%である。ただし、激甚地震災害に係る集落排水施設の災害復旧事業費が当該激甚地震災害を受けた市町村の当該年度の標準税収入の10%以上である場合には、補助率は80%。